

江戸時代の村鎮守の実態～水戸藩領村鎮守の数量的検討～

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2010-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 圭室, 文雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/8120

江戸時代の村鎮守の実態

〔水戸藩領村鎮守の数量的検討〕

圭室文雄

はじめに

- 一、徳川光圀の寺社整理
 - 二、鎮守帳にみる村鎮守の様子
 - 三、村鎮守と神仏習合
 - 四、徳川綱條の神社改め
- むすび

はじめに

これ迄にも村鎮守に関する研究はかなりあるが、その実態となるとなかなかつかめないことが多かった。たとえば、

いつたい村鎮守とはいつごろ開創されたのか、村鎮守ほどの程度の土地を所有していたのか、神躰は何なのか、神殿の高さはどの程度あるのか、神殿の建坪はどの程度なのか、拝殿や前殿の建坪は、屋根の材質は板葺なのか、萱葺なのか、瓦葺きなのか、鎮守には必ず鳥居はあるのか、司祭者は古くから神主だったのか、別当寺とつながる神社はなかったのか、等々いずれも明解に書かれた論文はない。私自身も常にそのような疑問をもっていたが、解決できないでいた。

そこでこの論文では、水戸藩(常陸国の北部四郡が中心)の寛文三年(一六六三)「鎮守開基帳」(水戸彰考館所蔵)と元禄九年(一六九六)「鎮守帳」(水戸彰考館所蔵・圭室所蔵本)を史料として、出来るだけ表示して、常陸国北部というきわめて限定した地域であるが、江戸時代の村鎮守の実態をあきらかにしてみたいと思う。

一、徳川光圀の寺社整理

寛文三年(一六六三)の「鎮守開基帳」で見ると、水戸藩領の村鎮守の総数は一八六社である。また神官の数は神主が十八名、祢宜が一六九名、社人が十八名、市子が六名で、合計二二一名である。神主は吉田家の裁許状をもっていると思われるが、祢宜・社人にはまだ吉田家の裁許状をもっていないものがかかなり含まれていると思われる。たとえば祢宜・社人の中では神官名をもたないものがかかなりいる。つまり俗人名である。たとえば那珂郡田谷村熊野権現の神官は弥五右衛門であり、茨城郡大戸村武熊明神は庄三郎、久慈郡大里村赤木明神は弥右衛門といった具合で、祢宜・社人の内、俗人名を名乗っている者は実に七五社におよぶ。これらはまた京都吉田家の許状をえていない者であり、これは祢宜・社人の内の約四四％に達している。

藩主徳川光圀は寛文六年吉田神社、静明神の神主を京都吉田家へ派遣して、宗源神道を学ばせている。

寛文五年（一六六五）幕府は神主祿宜法度四か条を布達しているが、その中の一か条に次の如き記載がある。
無位之社人可着白張、其外之装束は以吉田家之許状可着之事

とある。この一か条で京都吉田神社が全国の神社の神官に裁許状を出す契機となった。もちろんこれ迄も吉田家は有力な神社には裁許状を出しており、水戸藩領内でも慶安四年（一六五一）頃からの吉田家の裁許状が残っている。しかし寛文五年の段階において、吉田家裁許状が、これ迄は私的に出されていたものが、幕府法令によって保証されたので、公的性格をもつ裁許状になったのである。水戸藩領では徳川光圀の積極的な神社保護政策によって、一村一鎮守制が推進されていき、京都吉田家から帰国してきた吉田・静岡社の神主達によって、領内鎮守の吉田神道化がはかられた。先述の如く村鎮守社数が一八六社であったものが、元禄九年（一六九六）「鎮守帳」によれば、五九三社と激増していった。約三〇年間で三、二倍の増加である、つまり水戸藩に限って言えば一六六〇〜九〇年の段階で村鎮守の多くが成立したといえる。水戸藩のごとく村鎮守を積極的に推進したところではなくとも、京都吉田家の裁許状の濫発により一七〇〇〜一七五〇年の時期迄には村鎮守が成立したと考えていいと思う。

元禄九年（一六九六）鎮守改以前の村鎮守の神名ベストテンについて表示してみると第1表の如くである。

第一位は八幡社の一〇五社であり、第二位鹿島明神八三社、以下熊野権現・諏訪明神・香取明神の順である。

八幡社は源氏の守護神であり、佐竹氏・徳川氏ともに源氏姓を名乗っているため、それゆえその勢力を広げたものと思われる。鹿島明神は常陸国の一之宮であるので、水戸藩領においても末社が多い。また香取明神も隣接する下総国の一之宮である。熊野権現は中世以来の熊野信仰で御師の拠点として勧請されたものと思われる。この他の神名はいずれも全国の有名な神社名を冠称している。

尚又ベストテンの神名は合計三三八社あり、全体の鎮守数五九三社の約五七％を占めている。残りの四三％の神社の

江戸時代の村鎮守の実態〜水戸藩領村鎮守の数量的検討〜

第1表 水戸藩領村鎮守神名ベストテン

順位	神社名	武茂	太田	野々上	南	松岡	計
1	八幡社	18	22	31	19	15	105
2	鹿島明神	24	13	15	21	10	83
3	熊野権現	1	13	4	8	7	33
4	諏訪明神	7	7	4	3	3	24
5	香取明神	3		3	16	1	23
6	稲荷明神		5	3	9	5	22
7	山王権現	2	4	2	6		14
7	天神	1	5	1	2	5	14
9	吉田明神	2			4	4	10
9	春日明神	1	2	6	1		10
	合計	59	71	69	89	50	338

神名は一〜二社程度のものが圧倒的に多く、地域名を冠称しているものや、自然神的な名称が多い。このことは村鎮守そのものが、新しく作られていく時に神社名には地元の意向がかなり反映されたものといえる。寛文六年以降徳川光圀の政策で急ピッチで推進された一村一鎮守制のためと考えられる。その意味では上位の神名に較べるとそれ以外の鎮守は、大社に系列化されていない段階といえる。

次に神社改めの前提ともいえる藩主徳川光圀の寺院整理政策についてみてみよう。

徳川光圀の寺院整理政策

寛文五年(一六六五)七月幕府は諸宗寺院法度を布達した。将軍判物の九か条と老中連署の五か条からなる。いずれもこれ迄の寺院保護政策とは全く異なり、寺院が寺請制度を利用して民衆から収奪していることを強く戒めるものであった。とりわけ、寺と檀家との関係においては、檀家側にたつて寺の僧侶を批判した内容になっている。この様な動きを察知して水戸藩主徳川光圀は寺院整理を断行したのである。彼は藩

主に就任すると、まず領内の鎮守社ならびに寺院の調査にとりかかった。寛文三年（一六六三）のことである。調査内容は境内地・附属地の石高、本寺、宗派、僧侶の僧階、神職の職階、朱印地、除地（年貢免除地）の有無、開基者、開山、開創年代、および寛文三年迄の年数、附属諸堂宇、檀家や氏子の種類等、実に詳細にわたっている。水戸藩の郡奉行から領内各村の名主に雛形が出され、これに応じて村々から提出された。水戸藩ではこれらの書類を編集して鎮守開基帳二冊と、各宗派毎の十三冊の開基帳を作成した。現在その写本が水戸市の彰考館文庫に残っている。

寛文五年には水戸藩では、寺社奉行を置き、寺院への本格的な弾圧政策に着手したのである。先述の如き幕府法令をテコにして、寛文六年寺院整理政策を断行したのである。

「破却帳」（国立国会図書館蔵『杉山叢書』）によれば、寺院破却の方針を次の如く記している。第一は「経営不安定な寺院の破却」である。具体的には「小寺」「檀家のない寺」「兼帯」「無住」の寺院である。第二には「学僧のいない寺の破却」である。寺請制度のため、寺院が急増したことにより、宗学の研鑽を積まない僧侶が大量に輩出した。これを還俗させることである。第三は「非合法寺院の破却」である。信仰の点でいえば葬祭はせず祈祷ばかり行う寺の破却、貢租体系の点でいえば、年貢地に進出してきた寺、成立年代でいえば徳川家康が布達した元和元年（一六一五）の「寺院法度」以降に成立した寺、等の処分である。第四には城下町に限るが、「寺町に存在する寺の破却」。そこに新たに侍屋敷を設定することであった。以上のような諸点から、徳川光圀は寺院破却を断行した。第2表がそれである。史料は寛文三年（一六六三）「水戸開基帳」（水戸市彰考館文庫蔵）の後年の注記の部分から作成した。

宗派毎の寺院整理の実態を示したが、破却された寺院は一四三三か寺と驚くべき数字である。全体の六割にあたる。もっともすべてがすぐ破却されたわけではなく、寛文六年（一六六六）に寺院破却ははじまったが、一部は僧侶が還俗してなお寺に住んでいる場合もあったので、約四〇年後の宝永初年（一七〇四〜五）迄続いた寺もあり、また一代限り

第2表 徳川光圀の寺院整理

1666年

宗 派	寺院数	破却寺数	残寺数	処分率 (%)
天 台 宗	206	146	60	70.9
真 言 宗	1351	769	582	56.9
浄 土 宗	109	61	48	56
一 向 宗	68	29	39	42.6
時 宗	13	2	11	15.4
臨 濟 宗	38	9	29	23.7
曹 洞 宗	136	41	95	30.1
日 蓮 宗	35	13	22	37.1
山 伏	289	231	58	79.9
行 人	132	132	0	100
合 計	2377	1433	944	60.3

寺を住居として許したので、その還俗僧の死去を待って潰した例も少しはある。

さてそれでは表を若干説明してみよう。処分率が最も高いのは行人派の一〇〇%である。水戸藩の行人派は主に羽黒修験である。第二位は山伏(当山修験・本山修験)である。約八割に及んでいる。もっともこのなかには還俗して神官になった者もかなり含まれている。第三位は天台宗の約七一%である。

つぎに破却寺院数が多い宗派をみてみると、第一位は真言宗の七六九か寺と断然多い。第二位山伏二三一か寺、第三位天台宗一四六か寺、第四位行人一三二か寺と続く、この四宗派を合せると破却寺の合計は一二七八か寺で、全破却寺数の約九割に及ぶ。

以上のことから、祈禱信仰に依拠する宗派が徹底的に潰されていることがわかる。徳川光圀の考えは、仏教寺院として必要なのは葬祭を中心とした寺請寺院のみであり、それらの寺の存在は許すことであった。その意味では現世利益を喧伝し、祈禱信仰を強調する寺院が破却の対象となったのである。ところがこの祈禱寺院こそが村鎮守と結びついていた宗派の寺院であっ

たのである。

二、鎮守帳にみる村鎮守の様子

前藩主徳川光圀の意向をうけついで徳川綱條は元禄八年（一六九五）領内の神社改めを行っている。その眼目は神社からの仏教色を一掃することであった。まず村鎮守の司祭者は僧侶を追放して神官とすること、第二に神祇が仏像であるものは取り上げ、神祇を幣か鏡に替えること、第三に別当寺を廃寺とすること、第四に領内最大の勢力をもつ八幡社を廃社とすること、とくに八幡社は八幡大菩薩と冠称し、仏を神の上位にすえており仏教とのつながりが強いので廃社とする、というのである。そして強引に神社改め政策を推進することになった。その追跡調査のため作成されたのが「鎮守帳」である。次にこの史料を検討してみよう。

ここでは村鎮守の実態をできる限りあきらかにしてみたいと思う。

「鎮守帳」の巻頭の部分には次の如き記載がある。

在々八幡御改元禄九丙子年也

○此印仏御取上鏡納ル分

□此印有来ル神祇箱二入納ル分

△此印仏御取上幣納ル分

「鎮守帳」にはおびただしい数の○□△の記載がある。次に具体的にその神社を紹介してみると、○印については、多賀郡大津村大宮六所明神の場合は

江戸時代の村鎮守の実態、水戸藩領村鎮守の数量的検討、

大宮六所明神 社枋葺 支配人成沢村瀬谷宮内

○神躰鏡 前殿かや葺

元支配同村観明院元禄八亥十月赤浜村王大夫 同十二月宮内二成候

と、神躰が仏像から鏡に取替えられたこと、元禄八年(一六九五)十月天台宗観明院の支配から赤浜村王大夫に移り、さらに同年十二月に瀬谷宮内に移った様子が記されている。

次に□印をみてみると、那珂郡堤村静明神である。

静明神 社板葺 支配人同村祢宜高野丹波

□神躰衣冠木像二躰 元正八幡子十月改之

拝殿 板葺 前殿かや葺

除地無証文

社領式石五斗四升九合享和八年八月廿七日 同人支配

中畑五反八畝拾貳歩 社人屋敷

とあり、神躰衣冠木像二躰を箱に入れて奉納した様子がわかる。この神社は本来正八幡であったものを潰し、元禄九年(一六九六)十月に静明神と神名を変えていることがわかる。社領はあるが、「除地無証文」とあるので、「年貢地」で、正八幡は寛永十八年(一六四二)の検地以降に成立した神社であることがわかる。社人の屋敷地も年貢地であり、一七五二坪とある。

△印のものが最も多いがその内の一つ、茨城郡上古内村諏訪明神をとりあげてみると、

諏訪明神 社苔羅葺 支配人同村祢宜鯉淵左京

△神衿薬師・阿弥陀

無証文

社領六石式升四合

同人支配

とある。神衿であった薬師・阿弥陀を取上げて、幣に取替えたことを示している。この神社は社領を持っているが、「無証文」とあるのでこれは年貢地である。

以上○□△の例を一社ずつとりあげてみたが、「鎮守帳」の記載方式は神社名、神殿の高さ、坪数、司祭者（支配人）、神官名、神衿名、拜殿・前殿の建坪と屋根の形式、鳥居の有無と規模、境内地・社領の広さ、朱印地・除地・年貢地の別、ならびに土地の管理人、鎮守改めの折の支配権の移動等についても詳細に記されている。

「鎮守帳」は元禄八年（一六九五）の鎮守改から数年後に、追跡調査のため作成されたものである。そこでこの「鎮守帳」を素材として近世中後期の水戸藩の村鎮守の実態を追跡してみたい。尚「鎮守帳」の書誌学的検討は拙稿「水戸藩領の稲荷社について」（「朱」第四四号、伏見稲荷大社発行、二〇〇一年三月）に記しているので参照して頂きたい。

水戸藩では藩領全体を五つの組に分けている。北から松岡・太田・野々上・武茂・南である。鎮守帳に所載されている村数のみでみると、大凡一〇〇か村前後を一組にしていることがわかる。

つぎに郡単位で各組の村数をみるとかなりのばらつきがみえる。これは郡の大小もあるが、むしろ水戸藩領の村が散在していると考えた方がいいと思う。久慈郡がもっとも多くこれについて那珂郡・茨城郡であり、それについて多賀郡である。この四郡も合せると、四四〇か村にのぼり、約九〇％を占めている。水戸藩領はこの四郡に集中していたことがうかがえる。ところで下野とあるのは、下野国那須郡に水戸藩領が十六か村あったことを示している。現在の馬頭町のほぼ全域である。

江戸時代の村鎮守の実態―水戸藩領村鎮守の数量的検討―

第3表 鎮守帳に見る組単位の郡別村数

	多賀	那珂	久慈	茨城	行方	新治	鹿島	下野	不明	計
松岡	60	7	37							104
太田	1	1	96						3	101
野々上		89		1						90
武茂		25	2	47				16	1	91
南				74	18	9	3		1	105
計	61	122	135	122	18	9	3	16	5	491

常陸国でいえば水戸藩領はその北部の地域に集中していることがわかる。水戸藩領の村は実際にはもう少し多く五六〇〜七〇か村を推移しているが、ここでは鎮守帳の四九一か村を基礎数字として考察をすすめたい。

次には村鎮守の規模について、土地の所有高、有力な鎮守社、神殿の高さ、神殿の建坪、拝殿、前殿の建坪、屋根の形式、鳥居の高さ、等について考察したいと思う。

神社の土地所有高

領内の鎮守社五九三社の土地所有高を表示したのが第4表である。

社領の内訳は朱印地は幕府が与えた土地、除地は年貢免除地、これはいずれも検地の折村高から除かれる土地である。年貢地は文字通り年貢がかかる土地である。尚除地とある多くの神社にも「除地証文ナシ」という記入がされているので、実際には除地の内かなりの部分は本来年貢地に入れるべきと思う。

全体をみてまず注目すべきは、社領をもたない神社が二〇五社あることである。全体から不詳の部分を差引いて計算すると、約四〇％を占めていることがわかる。ところで神官一人の一年間の生活費としては収益率三割としても五石以上が必要であるが、五石以上の神社は七五社で全体の約十五％にすぎない、つまり八五％の神社は社領のみでは生活できない。神官がいても社領のみではなく農地を手作りして

第4表 鎮守社の土地所有高

社領高	朱印地	除地	年貢地	その他	計
ナシ				205	205
1石以下		2	46		48
1.1~2.0		3	72		75
2.1~3.0		6	42		48
3.1~4.0		3	34		37
4.1~5.0		4	23		27
5.1~10.0	2	12	30		44
11~20	6	5	5		16
21~30	1	1	1		3
31~40	3				3
41~50					0
51~100	6				6
101~200	2				2
201~300	1				1
不記				78	78
合計	21	36	253	283	593

生活をささえるか、あるいは神官と僧侶を兼ねる社僧とか別当僧と呼ばれる、神仏習合の形態をとらざるをえなかったといえよう。

朱印地・除地・年貢地の割合をみてみると、朱印地約7%、除地約12%、年貢地約八一%といったところである。圧倒的に年貢地が多い。ところで年貢免除地とした検地がいつ行われたかといえ、寛永十八年（一六四一）である。とすれば、年貢地に鎮守社が進出してきたのはこれ以降ということになる。つまり水戸藩領の鎮守社は約八一%までは一六四一年以降の成立とみてさしつかえないといえよう。除地と朱印地を持っている神社は一応一六四一年以前の成立と考えてよいと思う。

朱印地をもつ寺院の有力なものについ

てみてみると、ベスト五の第一位は那珂郡那珂西村(城下へ移る)の若宮八幡の三百石である。ところがこの神社は元禄七年(一六九四)潰されている。後に触れるが八幡改めの折の時である。つまり潰される前の段階においては、朱印高三百石の内、社務(別当僧)真言宗光明院が五〇石、遍照寺・桜本坊・持宝院・金乗院・中之坊のいずれも真言宗光明院の塔頭が八石宛、神主田所修理が六〇石、社人十人が五石ずつそれぞれ支配していたことがわかる。二百石の内、寺院側が九〇石、神社側が一〇〇石の割合であった。尚残りの一〇〇石は神社修理免と記されているので社殿等の修覆の費用と思われる。しかし、若宮八幡が潰されると、「内式百三拾式石五升式合上那珂西村之収納、六拾七石四斗壹升八合 下那珂西村之収納」と記されており、上那珂西村と下那珂西村の村高に編入されている様子がかがえる。

第二位は那珂郡静村静明神で百八十石である。寛文六年(一六六六)寺院整理以前は、この神社には十か寺の真言宗の別当寺・供僧寺があり、六六石七斗八升三合を支配していたが、寛文六年十か寺とも破却されたので、この分の内から、三拾四石八斗八升七合は修理免とし、残りの約三二石は神主や社人達の持高に増加している。

第三位は下野国那須郡鷲子村鷲子三所権現で百二十石である。この神社は別当は本山修験伍智院が管理しており、すべての社領も伍智院が所持している。

第四位は那珂郡野口村佐伯三社明神で九拾六石七斗四合である。この神社は別当寺が真言宗蓮覚寺で、この他塔頭が五か寺ある、社領の配分は、蓮覚寺五九石二斗四升六合、妙浄坊三石一斗七升九合、法浄坊三石八升四合、蓮浄坊四石式升八合、花浄坊三石一斗九升九合、経浄坊三石三斗八升八合、祢宜長山民部式石六升七合、市子三石九斗九升三合、山番頭七斗二升、修理免十四石となっている。この神社では圧倒的に僧侶側が強く約九三%、神官側が七%である。

第五位は多賀郡大中村大宮明神で七拾五石四斗七升四合である。この神社の別当は本山修験の長谷村密蔵院であり、社領はすべて密蔵院が支配している。

第5表 鎮守社の土地所有ベストテン

	組	郡	村	神社名	現石高	先高	司祭者	身分	先司祭者	身分
1	武茂	那珂	那珂西	若宮八幡	300	300	田所修理	神官	薬王院	天台宗
2	野々上	那珂	静	静明神	180	150	斎藤式部	神官	浄安寺	真言宗
3	武茂	那珂	鷺子	鷺子三所権現	121	122	伍智院	本山修験	伍智院	本山修験
4	武茂	那珂	野口	佐伯三社明神	97	85	蓮覚寺	真言宗	蓮覚寺	真言宗
5	松岡	多賀	大中	大宮明神	75	45	密蔵院	本山修験	密蔵院	本山修験
6	太田	久慈	上宮河内	西金砂権現	69	24	定源寺	真言宗	定源寺	真言宗
7	太田	久慈	里宮	薩都明神	59	50	赤沢遠江	神官	但馬	神官
8	太田	久慈	下野宮	近津明神	58	36	近津因幡	神官	金光寺	本山修験
9	松岡	多賀	安良川	安良川八幡宮	52	45	鈴木王大夫	神官	竹恩寺	真言宗
10	太田	久慈	馬場	八幡社	50	29	平本豊後	神官	徳蔵寺	天台宗

以上みたように寺領の石高が大きい神社は必ず別当寺があり、社領の多くは別当寺が支配していることがわかる。また若宮八幡は潰され、村高に編入されており、静明神は別当寺十か寺は寺院整理の折、破却され寺院持高の半分は修理免とし、残りの半分は神官達に増加している。鷺子三所権現は本山修験が、佐伯三社明神は真言宗寺院が、大宮明神は本山修験が依然として神社も社領も寺院が支配している様子がわかる。社領ベストテンの鎮守社をみると、五〇石以上であることがわかる。寺領のところに先高とあるのは寛文三年の段階の社領である。現石高と先高を比較してみると、一位と三位を除くと、いずれもかなり増加されていることがわかる。これは徳川光圀が寛文六年に寺院整理を行った折、領内の廃寺から没収した土地を有力神社に配分した結果である。このあたりにも神社保護政策の様子がうかがえる。ついで司祭者の欄をみてみると、六社は神官に変わっているが、依然として四社は真言宗と本山修験が分けあっている。徳川綱條の強引な政策にも拘らず寺院の勢力が強かったことがわかる。ところで先司祭者は三〇年以前の寛文三年「鎮守開基帳」の記載であるが、これによれば、薩都明神一社を除いていずれも仏教寺院である。まさに神社の司祭権は仏教寺院にありという様子であったことがわかる。

村鎮守の神殿の高さ

神殿の高さが記入されている鎮守社は三八一社で、全体の六四％である。これに対して記入されていない鎮守は二二社で、約三六％である。

総数五九三社から不記分を差引くと、三八一社で、それより中央値を出すと、一九一になる。神社数を上段から加算すると、ほぼ二m前後となる。目線をやや上げた程度の高さといっていると思う。現存する神殿からみるとすこぶる低いことがわかる。

もう少し高さについてみてみると、一五〇cm以下の神社が一〇一社ある。これらの神社に参拝するには腰を折るか、あるいは膝をかがめなければならない。

やや目線をあげて三m以上の神社をみてみると、六一社で一六％にすぎない。

最も低い神殿は茨城郡川又村上郷の正八幡で「高一尺二寸」つまり三六cmである。この他同じ高さのものは同郡同村の香取明神・春日明神等である。現在我々が見る境内社の小箱社程度と考えられる。

ところで大きなものでは、久慈郡真弓村八所権現で「高一丈八尺七寸」で五六一cmもある。この神社の神殿の建坪も九坪あり、神龕として木仏を八龕もかかえており、本山修験徳善院が別当をつとめている。この他の建物としては前殿六坪、籠所八坪があり、鐘楼・仁王門・鳥居もそなえている。社領は三〇石七斗である。

第6表 村鎮守の神殿の高さ

神殿の高さ	神社数
1 m 以下	35
1.01~1.5	66
1.51~2.0	82
2.01~2.5	69
2.51~3.0	68
3.01~3.5	21
3.51~4.0	22
4.01~4.5	9
4.51~5.0	3
5.01~6.0	6
不 記	212
合 計	593

村鎮守の神殿の建坪

総数五九三社の内建坪が記入されているのは、三八八社である。全体の六五%にあたる。まず中央値をとってみると、一九五という数字をうるので、表の二段目つまり、〇・五坪あたりが、村鎮守の平均的建坪数といったところであり、一坪以下とすると全体の約七六%を占めることになる。つまり鎮守社の四社の内三社迄が一坪以下ということになる。これも現在我々がみる神社からみればきわめて小さい。

最も小さい神殿は多賀郡米平新田熊野権現で、〇・〇二五坪である。つまり横三〇cm、奥行二七cmである。まさに小箱社といえる。ついで小規模なのは一尺四方、つまり三〇cm四方である。坪に直すと〇・〇二八坪といったところであるが、これは茨城郡狐沢村山王権現、多賀郡金沢村山神（石社）、同村稻荷（石社）、同村明神（石社）、同村弁財天（石社）、同郡下君田村湯殿権現（石社）、同郡柳沢新田白羽明神等である。石社とあるのは石造の石室社である。

大規模な建坪数をもつ神殿は、多賀郡安良川村の安良川八幡宮で「表四間二尺、妻三間五尺」とある。坪数に直すと、約十六・六坪となる疊三三疊敷ぐらいの規模である。ついで大きいのは久慈郡天下野村東金砂権現で約十四・六坪といったところである。

村鎮守の拝殿と前殿の建坪

江戸時代の神社では拝殿と前殿は神殿に参拝する時の場所として、同じように利用

第7表 村鎮守神殿の坪数

神殿の坪数	神社数
0.01~0.09	25
0.1~0.5	184
0.6~1.0	86
1.1~2.0	55
2.1~3.0	19
3.1~4.0	3
4.1~5.0	4
5.1~6.0	5
6.0~7.0	
7.1~8.0	2
8.1~9.0	2
9.1~10.0	1
10.1~15.0	1
15.1~20.0	1
不記	205
合計	593

していたようである。拜殿というのは神殿と別棟になっている建物で、前殿は神殿と同じ棟でその前方の部分を指している例が多い。

ここでは同一の機能をもったものとして考えてみたい。鎮守総数五九三社の内、拜殿があるもの六五社、前殿があるもの二三一社、合計すると二九六社で全体の約五〇％を占めている。つまり神殿を参拝できる建物を二社に一社はもっていたことがわかる。もちろん拜殿・前殿の両方をもつ神社も若干ながら含まれている数字ではあるが、大半はいずれか一つである。

拜殿から検討してみると、拜殿をもっている神社は六五社で約十一％にすぎない。その内不記が十九社あるので、差引くと四六社、中央値は二四となる。その数字は三・一〜四坪のところである。畳でいえば六畳から八畳程度である。神殿の建坪に較べれば、はるかに大きいといえる。

拜殿の最小は茨城県伊勢畑村天照大神で拜殿は萱葺で「表七尺一寸、横二尺五寸」で約〇・四九坪である。畳一枚より若干狭いといったところである。

第8表 村鎮守の拜殿と前殿の建坪

建坪	拜殿	前殿
0.1~0.5	1	
0.6~1.0	3	2
1.1~2.0	10	3
2.1~3.0	5	5
3.1~4.0	7	8
4.1~5.0	3	29
5.1~6.0	9	53
6.1~7.0	1	15
7.0~8.0	2	17
8.1~9.0	2	4
9.1~10.0		16
10.1~15.0	2	5
15.1~20.0		
20.1~30.0	1	1
不記	19	73
小計	65	231
ナシ	528	362
合計	593	593

最大の規模は茨城県吉田村の吉田明神で、拜殿はこけら葺で「長七間、横三間」で二一坪である。畳に直すと四二畳数となる。かなり大規模であることがわかる。尚吉田明神はこの他に、神殿六坪（一二畳）、神供所十

五坪（三〇疊）、神楽所十五坪（三〇疊）、宝蔵九坪（一八疊）等があり、水戸藩主の保護も厚く、社領二六石、祈禱料として米五拾俵と十石をえている。

つぎに前殿をみてみよう、前殿は二三一社にあるので、全体の約三九%にあたる。拝殿持神社よりはるかに多いことがわかる。さてこれ迄の要領で中央値を出すと、七九という数値をうる。これをみてみると、五・一〜六坪あたりところが、一応平均的といえる。これは拝殿よりさらに規模が大きいがわかる。

前殿の最小は茨城郡浜田村七軒町三宝荒神で「長三尺、横九尺」とあり、〇・七五坪である。その次は久慈郡下金沢村十二天明神で「一間四方」とあるから一坪である。そしてこれ以外はすべて一坪以上である。

大規模な前殿は、鹿島郡磯浜村大洗明神である。「長八間半、横三間」で二五・五坪である。疊五一疊敷という規模な前殿である。これにつぐのは、多賀郡友部村友明神で「長五間、横三間」で十五坪である。

村鎮守の屋根の形式

ここでは神殿・拝殿・前殿の屋根の葺き方についてみてみようと思う。

神殿は板葺の屋根が圧倒的に多く、不記分を差引くと、全体の約八〇%を占めている。これに対して萱葺・芦葺葺は六〇社で約一一%である。板葺き屋根が多いということは、建坪の所で検討したように神殿の建坪が小規模なものが多いことと関連している。

拝殿は萱葺・芦葺葺が五九社で約七五%、これに対して板葺は一三社で約一六%にすぎない。建物の大きさを示すものと思われる。

前殿についてみると、萱葺は二一二社にのぼり、約九七%を占める。板葺は四社で約二%にすぎない。

江戸時代の村鎮守の実態を水戸藩領村鎮守の数量的検討

第9表 村鎮守の建物の屋根の葺き方

葺き方	神殿	拝殿	前殿
柿葺き	38	4	2
板葺き	436	13	4
棚葺き	1	1	
桧皮葺き		1	
葦萱葺き	22	23	
萱葺き	38	36	212
石室	5		
岩穴	1		
瓦葺き	1		
苔羅葺き	4	1	
不記	47	5	13
小計	593	84	231
ナシ	0	509	362
合計	593	593	593

以上のように建坪が小さい神殿は板葺が多いが、建坪が大きくなるにつれて拝殿、前殿と徐々に萱葺屋根に展開していることがわかる。

村鎮守の鳥居の高さ

鳥居をもっている村鎮守は一七九社で、約三〇%にすぎない。これに対して七〇%の鎮守社は鳥居をもっていなかったことがわかる。

不記分を除くと中央値は六〇となる。これを表にあててみると、二五〇〜三〇〇cmあたりである。

最小の鳥居は多賀郡川尻村館山権現で「高五尺、横三尺」とある。高さは一五〇cmであるので、長身の人なら身をかがめなければならぬ。ついで低いのは多賀郡大能村重殿権現で「高六尺五寸、横五尺八寸」とある。高さ一九五cmでこれならば大抵の人はくぐることができるであろう。

最も高いのは久慈郡馬場村八幡宮で「高一丈六尺五寸、横二間」とある。高さ四九五cm、横三六〇cmであり、まずは堂々とした鳥居である。第二位は下野国那須郡鷲子村鷲子三所権現で、「高一丈六尺」とあり、四八〇cmである。

鳥居については、全体の内の三〇%の神社しかもっていないこともあるが、概して大規模である。二五〇cmをこえるものだけでも、七割近くを占めていることがわかる。もっとも鳥居の材質が石なのか木なのかについては若干の記載しかない。いずれが多いか決しがたい。

次は村鎮守社の神仏習合の実態について検討してみたいと思う。

第10表 村鎮守の鳥居の高さ

鳥居の高さ (m)	神社数
1.1~1.5	1
1.51~2.0	3
2.01~2.5	34
2.51~3.0	37
3.01~3.5	23
3.51~4.0	13
4.01~4.5	6
4.51~5.0	3
不記	59
小計	179
ナシ	414
合計	593

別当寺と神社

先述の如く有力な神社は必ずといっていいほど別当寺が支配したり、かなり大きな勢力をもっている。そこで「鎮守帳」が作成された元禄九年（一六九六）現在どの程度の比率で別当寺があったのかをみたのが第11表である。もっとも高い数値を示すのは松岡組（多賀郡と久慈郡・那珂郡の一部）六五・五％である。最も低い数値は野々上組（那珂郡の大部分と茨城郡一か村）三三・六％である。このような数の差は何によるのかいさか判断に苦しむが、大凡次の様な事が考えられる。第一に司祭者の居ない鎮守社がかなりあること、第二に、鎮守帳が必ずしも別当寺を確実に書き入れていないこと、第三に約三〇年以前に徳川光圀が行った寺院整理政策の折、別当寺の多くを破却し、廃寺としたこと等である。これらのことから考えれば、別当寺の存在の割合は実際にはもっと多かつたと考えていいと思う。

ところで合計をみてみると神官支配の比率は約五割に達する。

しかし多賀郡木皿村王子権現は真言宗金剛寺の任職が還俗してこの神社の神官となり、祢宜勘大夫と称している。この勘大夫は同郡上相田村六所明神の神官も兼ねている。この神社は天台宗地藏院が別当寺であった。さらに同郡薄葉村

江戸時代の村鎮守の実態（水戸藩領村鎮守の数量的検討）

三、村鎮守と神仏習合

水戸藩領の村鎮守の神仏習合の実態について、別当寺と神社、別当寺の宗派、神祇が仏像の神社について検討してみたい。

第11表 村鎮守と別当寺

組	神社数	別当寺数	別当寺の比率 (%)
武茂	103	40	38.8
野々上	107	36	33.6
南	148	73	49.3
太田	119	66	55.5
松岡	116	76	65.5
合計	593	291	49.1

諏訪明神の神官も兼ねている。この神社は天台宗円蔵寺が別当寺であった。この三つの鎮守社を元禄段階から祢宜勘大夫が支配することになった。このような例からもあきらかなように、神官ももとはといえば僧侶の例が多いのであるから依然仏教色が一掃されたとはいえない。

村鎮守と別当寺の宗派

村鎮守の別当寺はどの様な宗派とつながっていたのかについて第12表をみてみよう。全体の神社の四九%は別当寺をもっている。

まず宗派毎にみると、一番多いのは真言宗の九一か寺、第二位は本山修験の七〇か寺、第三位は天台宗の四五か寺である。

しかし、本山修験・当山修験・山伏を合計すると修験は一〇四か寺となり第一位となる。本山修験は京都聖護院が本寺であり、当山修験は醍醐三宝院が本寺である。山伏とあるのは「鎮守帳」の作成者が本山修験と当山修験のいずれとも決しがたかったことによると思われる。

ともあれ、天台宗・真言宗・修験の三宗を合計すると、二四〇か寺となり、合計から宗派不明の分を差引いた二四八か寺に対して、約九七%の数値をうることができる。このことから考えると、神社の別当寺は密教系の宗派である天台宗・真言宗・修験との結びつきがきわめて強かったといえよう。

第12表 別当寺の宗派

宗派	武茂	野々上	南	太田	松岡	計
天台宗			37		8	45
真言宗	22	11	20	21	17	91
浄土宗				1		1
臨濟宗	1			1		2
曹洞宗	2			1		3
日蓮宗			1		1	2
本山修験	15	5	5	20	25	70
当山修験		5	2	8	3	18
山伏（修験）		1	6	2	7	16
宗派不明		14	2	12	15	43
合計	40	36	73	66	76	291

江戸時代の村鎮守の実態、水戸藩領村鎮守の数量的検討、

神祇が仏像の神社

神祇を幣や鏡ではなく仏像としている神社は八九社をかぞえる。組単位で見ると、武茂三四、野々上八、南十一、太田十六、松岡二十である。全体の神社数から見れば、十五％であるが、これは寛文六年以降徹底した廃仏政策をくりぬけての三〇年後の数字である。これ以前実際にはもっと多くの神社が仏像を神祇としていたことは推定できる。

そこでもう少し詳しく第13表で仏像の実態をみてみたいと思う。仏像の総数は一二七軀である。これは神社によっては複数の仏像を神祇としていることにより、神社数を超える数字となっている。

仏像とのみ記されているものが四三軀あり内容がわからないが、それ以外で見ると観音・正尊・阿弥陀・薬師・地藏の順である。いずれも現世利益や来世往生を祈願する仏像である。一方で民衆の側から考えれば、神社の祭神に仏像が据えられていることは、それ程抵抗はなかったといえる。神仏習合そのものに抵抗がなかったと言いかえてもいい。

次には徳川綱條の元禄八年の神社改めについてみてみたいと

思う。

四、徳川綱條の神社改め

彼は前藩主徳川光圀の思想をうけつぎ、神社から仏教的色彩を取除くため、元禄八年(一六九五)「神社改め」を断行したこ

第13表 村鎮守の神体の仏像数

仏 像 名	仏像数
観音	21
正躰	16
阿弥陀	10
薬師	8
地藏	8
不動	6
釈迦	5
毘沙門	4
普賢	1
十王	1
大日	1
虚空蔵	1
大黒天	1
役行者	1
仏像とのみ表記	43
合 計	127

とは前にも述べた。綱條の神社改め政策の主な内容は次のようなものであった。第一は神社の神躰が仏像であったものを取除き、幣か鏡に取り替えること、由緒ある神躰は箱に納めること、第二は神社の司祭者を僧侶(別当僧・社僧)ではなくて神官にすること、第三は徳川光圀以来の計画である一村一鎮守制を実現すること、第四は仏教的色彩の強い八幡社を潰すこと、と徳川綱條はかなり強引に神社改めをすすめていった。その結果かなりの成果をあげている。第一については水戸藩領五九三社のうち三八九社が神躰は幣になり、三五社が鏡に替えられた。合計すると四二四社、全体の約七二％は実現した。第二は司祭者が神官は二七八社で約四七％は実現したが、依然として僧侶が二三五社を握っており、約四〇％に及んでいる。第三の一村一鎮守制は寛文三年(一六六三)段階では村鎮守一八六社であったものが、元禄九年(一六九六)では五九三社となり約三・二倍の増加である。この時期の水戸藩の村数は五七五か村といわれているので、一村一鎮守制はほぼ実現したといっていると思う。第四の八幡社潰しについては、次に詳しく見てみよう。

八幡社潰し

徳川綱條の神社改めの中での大きな特色は源氏の守護神であり、かつ領内の神名の中で最も数が多い八幡社を潰した
ことである。ところでこれらの八幡社の多くはいづころから進出したものであろうか、表をみてみると、村鎮守として
の八幡社は、寛文三年（一六六三）は四〇社である。元禄九年（一六九六）には一〇五社である。六五社の増加である。
つまり約六二%の八幡社は一六四〇〜一六九五年の成立である。

第14表は「鎮守帳」から作成したが、それぞれを検討してみよう。

一六九六年段階では八幡社は一〇五社あったが、地域別分布をみると、那珂郡の四〇社が最大で、久慈郡二七社、茨
城郡二三社、多賀郡八社の順である。旧佐竹領が多いことがわかる。勿論水戸藩領の大半はこの四郡なので、そのこと
もここに集中している理由である。

つぎに八幡社の司祭権をもっていたのは誰かといえは、その多くは神官と僧侶であるが、ここに記したのは神社改め
後の司祭者を示している。全八幡社一〇五社の内、五一社つまり約四九%は神官となっているが、しかし依然別当寺と
の結びつきは断ちがたく、三七社つまり約三五%は僧侶が司祭者となっている。全体でみると残りの約一六%は司祭者
が居ない八幡社や、村支配、百姓支配等と記されている。司祭者は神官へとの改革を進めたけれども全体の半数は依然
神官以外の司祭者であったことがうかがえる。

つぎに八幡社潰しの時期について記してみよう。「水戸紀年」には元禄八年とみえているが、「鎮守帳」でみる限りに
おいては、元禄九年（一六九六）に集中しており、この年に全体の八割が潰されている。

八幡社潰しの実態をつぎにみてみよう。表14の潰し八幡の内訳の項である。全体の一〇五社の内、実に一〇一社を潰
している様子がわかる。わずかに四社のみしか存在を許していない。このあたり徳川綱條の意気込みがみえる。残された

第14表 八幡社潰しの実態

国	郡	寛文3 八幡数	元禄9 八幡数	司 祭 者		残り八幡	潰し八幡の内訳			
				神官	僧侶		潰し八幡	新神名	合祀	廃社
常陸	多賀	4	8	2	6	1	7	7		
常陸	久慈	14	27	13	11	2	25	20	2	3
常陸	那珂	14	40	20	10		40	34	4	2
常陸	茨城	6	23	13	7	1	22	19	3	
常陸	新治	1	1				1	1		
常陸	行方	1	4	2	2		4	3		1
下野	那須		2	1	1		2	2		
合計		40	105	51	37	4	101	86	9	6

四社は、多賀郡安良川村安良川八幡宮、久慈郡馬場村八幡社、同郡太田村若宮八幡、城下若宮八幡社である。いずれも多くの朱印地をもっている大社である。

さてそれでは潰された八幡社はその後どうなったのか、とりわけいずれの八幡社も村鎮守であるので、すべてを廃社にすることはできなかった。そこで三つの方法がとられた。①社殿はそのままにして、新しい神名にかえる。(八六社) ②近くの有力な神社に合祀するか、村鎮守から社格をさげ、別の神社の末社とする。(九社) ③廃社として破却する。(六社)

①新神名の神社にして存立を許すケースが最も多かった。第15表の如く八六社がそれである。

吉田明神以下七番目の香取明神迄が複数の神社数をもつ神名である。最後の欄は「一社のみの神名」としたが、神名が一社ずつで十五種類に及ぶ、さて表であきらかなように上位三社に神名が集中していることがわかる。合せると五八社で、全体の六七%を占める。つまり三社の内二社は、上位の吉田・鹿島・静の三神名である。これは何故であろうか、これらの神名はいずれも常陸国の有力社である。吉田明神は常陸三之宮、鹿島明神は一之宮、静明神は二之宮である。それゆ

第15表 八幡社から新神名へ

新 神 名	神社数
吉田明神	34
鹿島明神	13
静明神	11
岩船明神	4
白羽明神	3
稻荷明神	3
香取明神	3
1社のみの神名	15
合 計	86

むすび

えこの三社の名前をつけたものと思われる。また吉田明神がとりわけ多いのは、藩主徳川綱條の八幡潰し政策に積極的に協力した城下の吉田明神主田所出羽守の影響力によるものと思う。ともあれ多くの八幡社が神名を書き替えることによって生き残ったのである。その結果この段階で水戸藩領にはわずかに四社しか村鎮守としての八幡社は存在しないことになった。

村鎮守の実態を水戸藩の史料を中心にして、地域を常陸国の北部四郡にはば限定して検討を加えた。その結果いくつかの事実があきらかになった。

第一に徳川光圀は寛文六年領内の約六割の寺院を破却した。破却対象になったのは、密教系の天台宗・真言宗・本山修験・当山修験の寺院であった。ところが村鎮守社はこれらの寺院と密接なかかわりをもっていた。

第二に徳川光圀は、神社に対しては保護政策をとり、吉田神社や静神社の神主を京都の吉田神社に派遣し、宗源神道を学ばせる一方、領内に一村一鎮守制度を推進した。この結果領内鎮守は約三〇年間で三・二倍に急増し、ほぼ一村一鎮守制は完結した。しかし実際には寺院整理の折還俗した僧侶が神官になったり、有力神社に別当寺が入りこんだりしたので、神仏習合を全面的に否定することはできなかった。

第三に徳川綱條は村鎮守から仏教色を一掃するために「鎮守帳」を作成した。それにより村鎮守の平均的姿を再現し、江戸時代の村鎮守の実態（水戸藩領村鎮守の数量的検討）

てみると、約八二%の神社は年貢地にあり、これらの神社は一六四一年以降成立していること、持高は八五%の神社が五石以下しか持っておらず、土地の収益のみでは生活ができないこと、とくに全体の約四割の神社は持高が全くないこと、等から神官自身が小作地を手作りしなければ生活ができなかったことが窺われる。つぎに神殿の高さをみてみると、二m程度である。建坪は〇・五坪以下で畳一畳にもみたくない。このことから神殿は恐らく台石を含めての高さと思われる。拜殿か前殿をもつ神社は全体の半分である。拜殿の建坪は三〜四坪程度、前殿は五〜六坪とやや大きい。建物の屋根の葺き方は規模が小さい神殿は板葺であるが、拜殿や前殿は萱葺が多い。鳥居については七割の神社が持っていない。

第四に、神社改め以降も依然神仏習合は続いており、約半数の神社では依然別当寺が健在である。宗派でいえば修験・真言宗・天台宗等が多い。依然として神祇を仏像としている神社も全体の十五%を占めている。

第五に、徳川綱條は村鎮守の最大の勢力である八幡社一〇五社を潰す計画であったが、有力四社は残り、司祭者の内三七社は僧侶が依然存在しており、潰す予定ではあったが、村落共同体としての鎮守社であったので、社殿はそのまま残り、神名を新しくするにとどまった。

以上村鎮守の実態について考察を加えたが我々が現在目にする村鎮守社に較べると思いのほか小規模であることがわかった。村鎮守の神殿をはじめとする建築物が拡大するのは、明治五年(一八七二)壬申戸籍作成の折、氏神名の記載が義務づけられ、氏子制度が組織された明治十年代以降のことである。

最後に村鎮守の成立は水戸藩のように強引に推進したところでも一六七〇〜一七〇〇年頃と思われる。祭神古きがゆえに開創年代を無限定にあげるとは正しくないとと思う。全国的に村鎮守が成立したのは一七五〇年頃と思われる。

参考文献

(史料)

「水戸開基帳」十五冊 水戸市彰考館文庫所蔵

「鎮守帳」一冊 水戸市彰考館文庫所蔵・圭室所蔵

(論文)

拙稿「水戸藩領の稻荷社について」『朱』第四四卷 伏見稻荷大社 二〇〇一年三月

拙稿「水戸藩領における八幡社の破却」『日本の風と俗』日本風俗史学会 つくばね社 二〇〇〇年十月

(著書)

拙著『神仏分離』教育社 一九七七年

拙著『日本仏教史』近世 吉川弘文館 一七八七年

(たまむろ・ふみお 商学部教授)

江戸時代の村鎮守の実態と水戸藩領村鎮守の数量的検討